

ひょうご若者災害ボランティア隊設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東日本大震災等で示されたひょうごの若い力を一過性のものとすることなく、今後、県内外での災害発生時に生かしていくことを目的として、ひょうごボランティアプラザ(以下「プラザ」という。)が設置する「ひょうご若者災害ボランティア隊(以下「ボランティア隊」という。)」について、必要な事項を定める。

(登録)

第2条 登録時に30歳未満で次のいずれかの要件を満たし、ボランティア隊に登録を希望する者は、プラザに「ひょうご若者災害ボランティア隊登録票」(様式1)を提出する。

- (1) プラザが実施したボランティアバス(協働事業を含む)の参加者
- (2) 県内の大学・高校・NPO等が実施した災害ボランティア活動の参加者
- (3) 個人で災害ボランティア活動に参加した者
- (4) (1)～(3)の要件に関わらず、災害ボランティア活動を理解し、活動への参加を希望する者

2 プラザは、申込書の内容を審査し、登録の可否を決定するとともに、その結果を申込者に通知する。

3 プラザは、登録を可とした申込者(以下「ボランティア」という。)について、速やかに登録名簿に登載するとともに、登録証(様式2)を交付する。

(登録内容の変更)

第3条 ボランティアは、住所、氏名等登録内容に変更があった場合、速やかにプラザあて、変更連絡表(様式3)を提出するものとする。

2 プラザは、前項の連絡を受けた場合、速やかに登録名簿の登載内容を変更するとともに、氏名変更の場合は、登録証を再交付するものとする。

(登録の取り消し)

第4条 プラザは、次の場合、ボランティアの登録を取り消すものとする。

- (1) ボランティアから辞退の申し出があった場合
- (2) 年齢が満40歳に達した日以後最初の3月末日
- (3) 犯罪行為、迷惑行為等他人に危害を及ぼす行為があった場合
- (4) その他、ボランティアとして相応しくない行為があった場合

2 プラザは、ボランティアの登録を取り消した場合、速やかに登録名簿から削除するものとする。

(活動内容)

第5条 ボランティアは、プラザからの要請に基づき、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 災害発生後、泥だし、がれき撤去、傾聴、交流活動等に従事すること
- (2) プラザが指定する研修会に参加すること
- (3) その他プラザが要請する活動に参加すること

2 活動に際して必要がある時は、プラザがリーダーを任命する。

(保険加入)

第6条 プラザは、ボランティアの活動にあたり、万一の場合に備えて、社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会等が行う「ボランティア・市民活動災害共済」に加入させるものとする。

(報酬及び実費負担)

第7条 第5条に掲げるボランティアの活動は無報酬とし、費用の弁償も行わない。

(秘密の保持)

第8条 活動を行ったボランティアは、活動によって知り得た情報を他人に知らせ、又は目的外に使用してはならない。また、登録が取り消された後も同様とする。

(危険負担)

第9条 ボランティアが事故等によって被った損害について、プラザは賠償の責を負わないものとする。

(事務)

第10条 この要綱に定める事務は、ひょうごボランタリープラザ交流支援部において行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。